

## 第1回 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ

### 議事要旨

日時：令和7年6月9日（月）13:00～15:00

場所：中央合同庁舎3号館6階都市局局議室

※事務局から資料に基づき説明がなされた後、委員はじめ出席者間において、主に以下の意見交換がなされた。

#### **【パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方】**

- 公共性において、単発的な活動・収益性を個別に評価するのではなく、複数の活動について一貫性をもった一連のプロセスとして捉えた、全体的な評価が求められる。
- 利活用の収益は、今までその施設の維持管理に還元するのが当然と捉えられてきたが、エリアマネジメントの公共的な活動は多様であり、コーディネートやマネジメントのコストも含めてトータルで見る視点が重要。
- 計画などを通じて、公物管理者等の関係者間で収益がどこに使われているのかを共有し、エリアにとってトータルでプラスになっていることを評価できるようにする必要がある。
- 基準や原則の定義づけと、幅広い人々に納得してもらえるような形での合意形成の手法を両輪で整理していくことが必要。

#### **【パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等】**

- 公園・道路・普通財産等で利活用可能な資源、ポテンシャル、マネタイズに関する調査が有効と思われる。
- 公園や道路などの公共空間の利活用において、管理者間の調整には多大な労力が発生し、エリアマネジメント団体がこれを全て賄うには膨大な人件費等が発生する。実施団体だけではなく、行政関係機関も含めた調整が有効な支援策となり得る。

#### **【パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化】**

- これだけパブリックスペースを利活用する社会的ニーズが高まり、制度も多様化してくると、利活用の主体だけでなく、現場で許可を出す側も効率化のニーズが高まっていると思われる。両者のニーズを整理し、相互理解を深め、手続きを円滑化する仕組みを整備することが求められる。
- 景観の規制、警察の道路使用許可なども含め、関係者で考え方やコンセプトを共

有していかないと、柔軟に運用することは難しいと感じている。

- 単独の場所での事業展開でペイできる場所は限られており、いかに多様な活動ができる余地を見つけていくかという点で、公開空地の活用は重要。様々な制度が母体となっている公開空地があり整理が必要。それぞれ所管部局が異なるため運用に差が出てきており、分かりやすいルール設定が必要。

#### **【ウォークابل制度とほこみち制度・駐車場・交通施策との連携】**

- 地方部では公共交通と駐車場の管理をセットで考える必要があり、まちづくり会社や都市再生推進法人に駐車場管理の思想、ビジョンも含めて支援しなければならない。リアルタイムでの駐車場管理や共同利用の仕組みが有効であり、歩行者空間周辺の公共駐車場を値下げするなどインセンティブと規制をセットで考えていく必要がある。

(以上)